

佐賀県道路交通法施行細則及び佐賀県福祉のまちづくり条例第35条に規定する移動等円滑化のために必要な交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月23日

佐賀県公安委員会委員長 牛 島 英 人

佐賀県公安委員会規則第8号

佐賀県道路交通法施行細則及び佐賀県福祉のまちづくり条例第35条に規定する移動等円滑化のために必要な交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則
(佐賀県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 佐賀県道路交通法施行細則（昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(自動車以外の車両の牽引制限) 第10条 略 2 略 3 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により自動車又は原動機付自転車（以下「故障車」という。）を牽引することがやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによりその故障車を牽引することができる。 (1)～(4) 略 4 略	(自動車以外の車両の牽引制限) 第10条 略 2 略 3 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により自動車又は一般原動機付自転車（以下「故障車」という。）を牽引することがやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによりその故障車を牽引することができる。 (1)～(4) 略 4 略

(佐賀県福祉のまちづくり条例第35条に規定する移動等円滑化のために必要な交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を定める規則の一部改正)

第2条 佐賀県福祉のまちづくり条例第35条に規定する移動等円滑化のために必要な交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を定める規則（平成25年佐賀県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(信号機に関する基準) 第2条 県基準のうち信号機に係るものは、当該信号機が、次に掲	(信号機に関する基準) 第2条 県基準のうち信号機に係るものは、当該信号機が、次に掲

改正前	改正後
<p>げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p>	<p>げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は<u>特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）</u>及び自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p>

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。